

# ペットフードの安全確保のために

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

この法律は、愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛玩動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしています。このような規制措置により、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

## ペットフード安全法の概要

### ○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので、動物用医薬品等以外のもの  
(動物用医薬品等は薬事法によって規制されますので、本法の対象外です。)

### ○ペットフードの基準・規格の設定

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

### ○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

### ○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

### ○製造業者等の届出

ペットフードの輸入業者又は製造業者に、氏名、事業場の名称等の届出を義務化  
(届出事項を変更した場合は変更届、事業を廃止したときには廃止届の提出が必要。)

### ○帳簿の備付け

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者(小売の場合は除く。)に、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載することを義務化

### ○報告徴収、立入検査等

国と(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、原則として無通告で報告徴収、立入検査等を実施

## 規制のポイント

### 届出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、それらの行為を行う前に届出が必要となります。
- ◆ 届出は、主たる事務所(本社等)が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等(一覧参照)に行ってください。
- ◆ なお、届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合には、速やかに変更届または廃止届を提出してください。

#### 届出に必要な書類

- 届出書(正本と写し1通ずつ、控えが必要な場合はさらに写し1通)
- 事業者が実在することを証明する書面(登記簿謄本など)

※詳細は農林水産省等のホームページに掲載しております。  
届出書の様式もダウンロードすることができます。

### 帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、2年間保存する必要があります。

#### 帳簿の記載が必要な場合と記載事項

##### ペットフードを輸入した場合

- ペットフードの名称・数量
- 輸入年月日
- 輸入先国名、輸入相手方の名称
- ペットフードの荷姿
- ペットフードの製造国名、製造業者の名称、原材料の名称

##### ペットフードを製造した場合

- ペットフードの名称・数量
- 製造年月日
- 原材料の名称・数量
- 原材料の譲受けの年月日、相手方の名称

##### ペットフードを事業者に販売した場合

- ペットフードの名称・数量
- 相手方の名称
- ペットフードの譲渡しの年月日
- ペットフードの荷姿


## 立入検査

- ◆ 国及びFAMICは輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、原則として無通告で立ち入ります。
- ◆ 帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆ 製品を分析するため、集取する場合があります。

## ペットフードの表示

- ◆ ペットフードの**名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名**について、日本語で表示することが義務付けられています。

### <表示例>



①名称  
ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載  
※商品名からは犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名にその旨を併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることも可能

②賞味期限  
年月日又は年月により表示  
例：2010 08

③原材料名  
原則として、使用した原材料（添加物を含む）をすべて記載

④原産国名  
最終加工工程を完了した国

⑤事業者名及び住所  
事業者名は、事業者の種別（製造者、輸入者又は販売者）と名称を表示

■成犬用総合栄養食  
■内容量：10kg  
■与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。  
■成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下  
■原材料名：穀類（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）  
■原産国名：日本  
■製造者：ABCペットフード株式会社  
〒100-0000  
東京都千代田区〇〇町1-2-3  
■賞味期限：袋の底に年月で印字  
（最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月）

### 《ペットフード安全法以外の法令確認》

ペットフードが、表示された効能効果、用法用量等から、動物用医薬品等として薬事法の適用を受けるかどうかの判断については、下記ホームページに掲載している通知をご覧ください。

◇ 農林水産省

([http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000836.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html))

## ペットフードの安全基準

◆ペットフードの安全を確保するため、科学的知見等を踏まえ、以下の安全基準が設定されました。

### 成分規格

これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分類	物質等	上限値 (µg/g)
汚染物質	アフラトキシンB <sub>1</sub>	0.02
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用にあつては、エトキシキン 75ppm以下

下表の基準は、平成24年3月から適用されます。

分類	物質等	上限値 (µg/g)
かび毒	デオキシニバレノール	2 (犬用), 1 (猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01
	DDT	0.1
	アルドリン・ディルドリン	0.01
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01

### 製造方法基準

ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

### 【安全基準の見直し】

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。

## 地方農政局・地域センター等の一覧

平成23年10月現在

都道府県	名称	所在地	電話	FAX
北海道	北海道農政事務所	札幌市	011-642-5463	011-613-3795
	〃 函館地域センター	函館市	0138-26-7800	0138-26-7744
	〃 旭川地域センター	旭川市	0166-76-1277	0166-35-9480
	〃 釧路地域センター	釧路市	0154-23-4401	0154-23-4404
	〃 帯広地域センター	帯広市	0155-24-2401	0155-24-2428
	〃 北見地域センター	北見市	0157-23-4171	0157-23-5358
青森県	東北農政局青森地域センター	青森市	017-775-2154	017-777-3213
	〃 八戸地域センター	八戸市	0178-29-2115	0178-20-2868
岩手県	〃 盛岡地域センター	盛岡市	019-624-1125	019-624-9170
	〃 奥州地域センター	奥州市	0197-24-3010	0197-24-3616
宮城県	東北農政局	仙台市	022-221-6097	022-217-8432
	〃 大崎地域センター	大崎市	0229-23-6211	0229-22-2633
秋田県	〃 秋田地域センター	秋田市	018-862-5639	018-862-5168
	〃 大仙地域センター	大仙市	0187-63-3222	0187-62-2196
山形県	〃 山形地域センター	山形市	023-622-7233	023-622-7249
	〃 酒田地域センター	酒田市	0234-33-7248	0234-33-7245
福島県	〃 福島地域センター	福島市	024-534-4152	024-525-6533
	〃 いわき地域センター	いわき市	0246-23-8511	0246-23-8512
茨城県	関東農政局水戸地域センター	水戸市	029-221-2185	029-221-2943
	〃 土浦地域センター	土浦市	029-821-0002	029-824-1771
栃木県	〃 宇都宮地域センター	宇都宮市	028-633-3313	028-633-4073
	〃 大田原地域センター	大田原市	0287-23-5611	0287-23-5613
群馬県	〃 前橋地域センター	前橋市	027-221-1184	027-221-6335
埼玉県	関東農政局	さいたま市	048-740-0364	048-601-0548
千葉県	〃 千葉地域センター	千葉市	043-224-5611	043-227-7135
東京都	〃 東京地域センター	千代田区	03-3214-7323	03-3214-7324
神奈川県	〃 横浜地域センター	横浜市	045-211-1333	045-211-1337
山梨県	〃 甲府地域センター	甲府市	055-226-6613	055-226-6642
長野県	〃 長野地域センター	長野市	026-233-2991	026-235-1657
	〃 松本地域センター	松本市	0263-47-2001	0263-47-2179
静岡県	〃 静岡地域センター	静岡市	054-246-6959	054-246-5001
	〃 浜松地域センター	浜松市	053-441-0137	053-441-0139
新潟県	北陸農政局新潟地域センター	新潟市	025-228-5212	025-223-3987
	〃 長岡地域センター	長岡市	0258-27-2011	0258-27-2012
富山県	〃 富山地域センター	富山市	076-441-9311	076-441-9327
石川県	北陸農政局	金沢市	076-232-4106	076-261-9523
福井県	〃 福井地域センター	福井市	0776-36-1791	0776-35-8925
岐阜県	東海農政局岐阜地域センター	岐阜市	058-271-4046	058-275-9716
	〃 高山地域センター	高山市	0577-36-9210	0577-32-1156
愛知県	東海農政局	名古屋市	052-223-4670	052-220-1362
	〃 豊橋地域センター	豊橋市	0532-38-9030	0532-45-8196
三重県	〃 津地域センター	津市	059-228-3153	059-229-0577

- ◆ 変更または廃止届をご提出されるみなさま  
 農林水産省の組織再編により、これまでの届出先と変更がある場合があります。  
 ご確認の上、最寄りの地方農政局または地域センターにご提出ください。

## 地方農政局・地域センター等の一覧

平成23年10月現在

都道府県	名称	所在地	電話	FAX
滋賀県	近畿農政局大津地域センター	大津市	077-522-4269	077-526-3062
	〃 東近江地域センター	東近江市	0748-23-3874	0748-23-3844
京都府	近畿農政局	京都市	075-414-9000	075-417-2149
大阪府	〃 大阪地域センター	大阪市	06-6941-9021	06-6941-9011
兵庫県	〃 神戸地域センター	神戸市	078-331-9944	078-331-9965
	〃 姫路地域センター	姫路市	079-281-3692	079-281-3693
	〃 豊岡地域センター	豊岡市	0796-22-6109	0796-22-2172
奈良県	〃 奈良地域センター	奈良市	0742-32-1874	0742-36-2985
和歌山県	〃 和歌山地域センター	和歌山市	073-436-3857	073-436-5002
鳥取県	中国四国農政局鳥取地域センター	鳥取市	0857-22-3131	0857-24-6775
島根県	〃 松江地域センター	松江市	0852-24-7311	0852-24-7395
岡山県	中国四国農政局	岡山市	086-227-4302	086-224-4530
広島県	〃 広島地域センター	広島市	082-228-9629	082-228-5827
	〃 福山地域センター	福山市	084-955-8642	084-955-8637
山口県	〃 山口地域センター	山口市	083-922-7926	083-928-0736
徳島県	〃 徳島地域センター	徳島市	088-622-6136	088-655-9136
香川県	〃 高松地域センター	高松市	087-831-0827	087-831-8171
愛媛県	〃 松山地域センター	松山市	089-932-1379	089-932-1873
高知県	〃 高知地域センター	高知市	088-875-2155	088-872-7547
福岡県	九州農政局福岡地域センター	福岡市	092-281-8261	092-281-3202
	〃 北九州地域センター	飯塚市	0948-22-0859	0948-22-2385
佐賀県	〃 佐賀地域センター	佐賀市	0952-23-3132	0952-29-5609
長崎県	〃 長崎地域センター	長崎市	095-845-7125	095-845-7180
熊本県	九州農政局	熊本市	096-211-9255	096-211-9700
	〃 八代地域センター	八代市	0965-35-7311	0965-35-7122
大分県	〃 大分地域センター	大分市	097-532-6242	097-532-9251
宮崎県	〃 宮崎地域センター	宮崎市	0985-22-5919	0985-22-3384
	〃 延岡地域センター	延岡市	0982-35-7311	0982-35-7596
鹿児島県	〃 鹿児島地域センター	鹿児島市	099-222-0124	099-223-7302
	〃 鹿屋地域センター	鹿屋市	0994-43-4136	0994-43-8747
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	那覇市	098-866-1672	098-860-1195

●本リーフレットで紹介したこの法律の詳細については、下記ホームページに掲載している法律条文やマニュアル等をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、上記に記載してある最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

◇ 農林水産省

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>)

◇ 環境省

(<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>)

◇ (独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

(<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>)